

平成26年度

公共事業評価結果における事業方針書

三 重 県



<b>1 平成26年度公共事業再評価結果(県事業)</b> .....	1
農林水産部の取り組み	
林道事業の対応方針について.....	3
県土整備部の取り組み	
道路事業の対応方針について.....	7
河川事業の対応方針について.....	9
海岸事業の対応方針について.....	11
<b>2 平成26年度公共事業事後評価結果(県事業)</b> .....	13
農林水産部の取り組み	
湛水防除事業について.....	15
地盤沈下対策事業について.....	17
経営体育成基盤整備事業について.....	18
中山間地域総合整備事業について.....	20
広域漁港整備事業について.....	22
県土整備部の取り組み	
河川事業について.....	25
砂防事業について.....	26
海岸事業について.....	28

# 1 平成26年度公共事業再評価結果（県事業）

本年度は、表-1のとおり県事業6事業について、三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いいたしましたところ、6事業すべてにおいて「継続」の答申をいただくとともに、審議の中で多くの貴重な意見をいただきました。その答申および意見をもとに県の対応方針を決定し、取組として次項以降に整理しました。

今後は、よりの確な再評価に努め、効率的で効果的な公共事業となるよう、取組を進めていきます。

平成26年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表（表-1）

※付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	再評価理由	答申	対応方針
1	林道事業	経ヶ峰線	津市	H6	③	継続※	継続
2	林道事業	浅谷越線	熊野市	H6	③	継続※	継続
3	河川事業	二級河川三滝川	四日市市	H18	③	継続※	継続
4	河川事業	一級河川芥川	鈴鹿市	H13	③	継続※	継続
5	海岸事業	宇治山田港海岸	伊勢市	H12	③	継続	継続
10	道路事業	一般国道477号 四日市湯の山道路	四日市市～菰野町	H9	④	継続※	継続

- 再評価理由: ①事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業  
 ②事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業  
 ③再評価実施後一定期間が経過している事業  
 ④社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業

## **農林水産部の取り組み（再評価）**

# 林道事業の対応方針について

[ 農林水産部 ]

## 1 再評価審査対象事業

- 林道事業 1番 きょうがみね 経ヶ峰線  
林道事業 2番 あきたにごえ 浅谷越線

## 2 委員会意見

平成26年8月12日に開催された第1回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、1番、2番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」との答申をいただきました。

また、あわせて、「事業が長期にわたっていることから、早期の事業完成に努めるとともに、事業効果の十分な発現のために、森林整備・林業振興を目的とした施策をさらに推進されたい」との意見をいただきました。

## 3 林道事業の背景

林道事業は、森林施業の効率化や収益性の向上、森林機能の増進を目的として、森林施業の基盤となる林道を整備する事業です。

経ヶ峰線は、経ヶ峰周辺の森林における基幹となる林道であり、林業生産活動の活性化や森林機能の維持増進を図るとともに、錫杖湖周辺の観光資源から経ヶ峰頂上へのアクセス道として、自然を生かした集客交流産業の活性化を図ることを目的として整備を進めています。

浅谷越線は、熊野市北東部の森林における骨格となる林道であり、熊野原木市場への短縮ルートとして運搬コストの低減などによる林業の生産性向上を図るとともに、市内の主要国道及び熊野尾鷲道路を連絡して地域道路網を形成し、沿岸部の国道が被災した場合の迂回路として、地域における安全確保等の役割を果たすことを目的として整備を進めています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、今後もコスト縮減と環境配慮に努め、事業を継続して実施していきます。

## 5 事業への対応方針

### 5-1 事業の課題

経ヶ峰線、浅谷越線ともに地形が急峻な箇所での工事であり、複数箇所での同時着工が困難であること、災害に強い林道が求められる中、法面の安定に要する経費が増高し、開設延長が伸びない傾向にあることから事業期間が長期にわたっており、早期の事業完成が求められています。

また、林道としての事業効果の十分な発現のため、当該林道を活用した森林施業をさらに推進する必要があります。

### 5-2 課題の解決方針

当該事業は国庫補助事業で進めており、十分な予算措置がなされるよう国に要望しながら必要な予算の確保に努めてまいります。

また、事業の執行にあたっては、供用後の維持管理費用も勘案しながら、コスト縮減に努めてまいります。

三重県では、森林作業道の整備や施業の集約化により、間伐等の森林整備を促進しているところです。開設した箇所は、毎年度、林道管理者に引き渡して供用が開始され、森林整備等に利用可能となることから、当該林道の開設区間においても、関係市町や地元関係者にこれらの施策を働きかけながら森林整備を促進してまいります。



## **県土整備部の取り組み（再評価）**

# 道路事業の対応方針について

[県土整備部]

## 1 再評価審査対象事業

道路事業 10番 一般国道477号 四日市湯の山<sup>よっかいちゆ</sup>道路<sup>やま</sup>

## 2 委員会意見

平成26年11月4日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申を頂きました。

また、あわせて「可能な限りコスト縮減の取り組みを図りたい。」との意見をいただきました。

## 3 道路事業の背景

道路は、地域の生活、産業、観光を支えるとともに地域間交流を支援するなど、県民生活を支える重要な社会基盤です。しかし、本県の道路整備状況はまだまだ十分ではない状況です。限られた予算の中で、主要幹線道路にアクセスする道路や、緊急時・災害時に対応できる道路、地域の課題やニーズに的確に対応する道路について、計画的な整備に努めています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

## 5 事業への対応方針

### 5-1 事業の課題

- ・今回の再評価対象事業は、平成30年度に供用予定の新名神高速道路にあわせ、新名神高速道路菟野ICへのアクセス道路として、整備を進めているものであり、四日市市街地や東名阪自動車道四日市ICとの連絡を強化するとともに、現道の渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するものであることから、確実な整備の推進が必要です。

- ・事業費が増大していることから、事業実施にあたっては、コスト削減に取り組む必要があります。

## 5-2 課題の解決方針

- ・今後も引き続き市町や関係機関との連携を図り、平成30年度の完成に向けて計画的で効率的な事業執行に努めます。
- ・盛土材の土質改良に要する費用等が増大していることから、近隣工事と調整を密に行い、良質土の受入を図るなど、コスト削減に努めます。

# 河川事業の対応方針について

[ 県土整備部 ]

## 1 再評価審査対象事業

河川事業 3番 二級河川<sup>みたきがわ</sup>三滝川  
4番 一級河川<sup>あくたがわ</sup>芥川

## 2 委員会意見

平成26年10月7日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、3番、4番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。また、あわせて、3番、4番については「事業効果を早期に発現させるために、整備順序を明確にして事業の推進を図られたい。」との意見をいただきました。

## 3 河川事業の背景

三重県が管理する河川のうち、要改修区間に対する河川整備率は平成25年度末で39.1%と低く、県民の安全・安心という観点からも治水対策の推進が望まれています。このため、平成18年12月に策定した三重県の河川整備に関する中長期計画である「三重県河川整備戦略」に基づき、おおむね5～10年に1度起こる降雨により発生する洪水を安全に流下させるよう、河川堤防や護岸の整備、河床の掘下げなどの河川整備を自然環境に配慮しながら実施しています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

再評価の対象となった2河川について、事業継続の妥当性が確認されたことから、浸水被害の軽減を目指して事業を継続していきます。

## 5 事業への対応方針

### 5-1 事業の課題

3番の三滝川につきましては、三滝川の流水の一部を三滝新川により海蔵川に流す計画であることから、三滝川、海蔵川、三滝新川の3河川を一体として整備を行っています。

現在、近鉄川原町駅付近の連続立体交差事業と併せて、ネック点となっていた三滝川の国道1号四日市橋から堀木橋の間、約800mを中心に整備を行っています。

また、4番の芥川につきましては、用地買収はほぼ完了しており、現在、下流部の護岸工を進めているところです。

しかしながら、事業完成までには多大な事業費と時間を要することから、早期に事業効果を発現させるために、整備順序を明確にする必要があります。

## 5-2 課題の解決方針

3番、4番とも、概ね30年間で整備する内容を取りまとめた「河川整備計画」に基づき事業を実施しています。

3番の三滝川につきましては、現在、平成29年度の完成を目標に、近鉄三滝川橋梁の架け替えおよび近鉄橋梁の上下流部の護岸整備を実施しています。この区間の整備が完了した後に、引き続き、三滝新川の整備を行う予定です。

4番の芥川につきましては、引き続き、断面が不足している下流部の護岸工を進める予定です。原則として、下流から上流に向けて順次整備を進めることとしていますが、近隣工事からの工事発生残土等を利用しながら、中流部の築堤盛土も進め、早期に事業効果が発現できるよう努めてまいります。

# 海岸事業の対応方針について

[ 県土整備部 ]

## 1 再評価審査対象事業

海岸事業 9番 うじやまだこう 宇治山田港海岸

## 2 委員会意見

平成26年11月4日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

## 3 海岸事業の背景

宇治山田港海岸二見地区は、伊勢湾西岸の南部に位置し、五十鈴川河口から夫婦岩方向に直線的に延びる海岸です。当地区の海岸堤防は伊勢湾台風による被災を契機に昭和36年までに築造されましたが、築後50年近くが経過していることから施設本体の老朽化が進んでいます。また、近年の河川からの土砂の供給が減少していることなどから、砂浜が侵食を受け汀線は大きく後退しています。このようなことから、台風などの高波時には波が堤防を越える被害が発生するなど、背後の旅館街及び人家の安全が危惧される状況となっています。

このため、当事業により「海岸侵食の進行を防止し海浜の安定を図ると共に、波浪や高潮などによる浸水を未然に防ぎ、背後地の生命・財産を守ること」を目的として堤防の改良、突堤や養浜の整備を実施しています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

地元の要望も強く、再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業を継続して実施していきます。

## 5 事業への対応方針

### 5-1 事業の課題

平成12年度より着手し、15年経過していますが、現在の進捗率は約38%に留まっ

ています。また地元からの要望も強いことから、早期に事業効果が発揮できるよう事業を推進する必要があります。

## **5-2 課題の解決方針**

事業完了予定である平成34年度までに完成できるように予算の確保に努めます。また、工事方法についても、関係者と十分に調整し、複数の箇所での同時施工を行う等、効率的・効果的な事業進捗を図っていきます。

## 2 平成26年度公共事業事後評価結果（県事業）

本年度は、表-2のとおり県事業10事業について、三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いしましたところ、10事業すべてについて「了承」の答申をいただくとともに、審議の中で多くの貴重な意見をいただきました。その答申および意見をもとに県の対応方針を決定し、取組として次頁以降に整理しました。

今後は、よりの確な事後評価に努め、公共事業が一層、効率的で効果的となるよう、事業計画等に反映させながら、取組を進めていきます。

平成26年度三重県公共事業事後評価審査対象事業一覧表（表-2）

※付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	完了年度	答申	事業方針
501	湛水防除事業	城南地区	桑名市	H5	H19	了承※	各部の取組のとおり
502	地盤沈下対策事業	城南地区	桑名市	H5	H21	了承※	
503	経営体育成基盤整備事業	鈴鹿川沿岸2期地区	鈴鹿市	H15	H20	了承	
504	湛水防除事業	明和第二地区	明和町	H12	H20	了承※	
505	中山間地域総合整備事業	紀南地区	熊野市・御浜町・紀宝町	H13	H21	了承	
506	広域漁港整備事業	宿田曾	南伊勢町	H6	H20	了承※	
507	河川事業	二級河川大堀川	伊勢市	S56	H22	了承	
508	砂防事業	丈六谷川	菰野町	H12	H21	了承	
509	砂防事業	中野谷川	紀宝町	H12	H22	了承	
510	海岸事業	五ヶ所港海岸	南伊勢町	H8	H22	了承※	

事後評価理由：事業完了後おおむね5年が経過した事業

## **農林水産部の取り組み（事後評価）**

# 湛水防除事業について

[農林水産部]

## 1 事後評価審査対象事業

湛水防除事業 501番 じょうなん 城南地区  
504番 めいわだいに 明和第二地区

## 2 委員会意見

平成26年11月18日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、501番、504番については「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

また、あわせて、「今後、同種の事業を行う場合には、事業目的等を地域住民に十分に理解してもらえる様、努められたい。」との意見をいただきました。

## 3 湛水防除事業の背景

湛水防除事業は、排水条件が悪化した地域を対象に排水施設の再整備を行う事業であり、湛水被害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図っています。

城南地区は、海拔0m以下の輪中地域であるため、普段から排水機を用いて排水を行っていますが、既設排水機の老朽化と、地盤沈下の進行により、大雨時の排水が出来なくなってきたため、本事業を実施しました。

明和第二地区は、低湿地地帯のため、2箇所の排水機場により湛水被害の解消に対応してきましたが、施設の老朽化や、排水河川の堆砂による外水位の上昇により、排水が出来なくなってきたため、本事業を実施しました。

## 4 事業への対応方針

### 4-1 事業の課題

南海トラフ地震発生の危険性が年々高まってきており、地震後にも排水機能が確保できるように、排水機場の耐震化を進める必要があります。

類似の別事業が存在することもあり、事業目的等が地域住民に十分理解されていない可能性があります。

#### 4-2 課題の解決方針

現在、既設の排水機場についての耐震調査を進めており、耐震対策の必要な排水機場については、早急に耐震対策を進めていきます。

今後、湛水防除事業を行う場合には、類似事業との違いや事業目的等を地域住民に十分に理解してもらえる様に努めます。

# 地盤沈下対策事業について

[農林水産部]

## 1 事後評価審査対象事業

地盤沈下対策事業 502番 城南地区<sup>じょうなん</sup>

## 2 委員会意見

平成26年11月18日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。また、あわせて、「今後、同種の事業を行う場合には、事業目的等を地域住民に十分に理解してもらえる様、努められたい。」との意見をいただきました。

## 3 地盤沈下対策事業の背景

地盤沈下対策事業は、地下水の採取に起因して生じた地盤沈下地域において、沈下により生じた農用地および農業用施設の被害を復旧するとともに、洪水、高潮等による災害に対処することを目的に行うものです。

本地区は、水路整備後からの地盤沈下量が0.3m～1.2mにも及び、漏水、水路の不陸による通水量不足・低下など、施設に多大の機能障害が発生していたことから、これらの機能回復を目的として事業を実施しました。

## 4 事業への対応方針

### 4-1 事業の課題

地盤沈下は終息しつつあり、具体的な課題は生じていない状況です。

事業目的等が地域住民に十分理解されていない可能性があります。

### 4-2 課題の解決方針

今後は地盤沈下調査会の調査結果を注視しながら、必要に応じて対策事業を行っていきます。

今後、同種の事業を行う場合には、解りやすい事業名称を用いる等、事業目的等について地域住民に十分に理解してもらえる様に努めます。

# 経営体育成基盤整備事業について

[農林水産部]

## 1 事後評価審査対象事業

経営体育成基盤整備事業 503番 すずかがわえんがんにき 鈴鹿川沿岸2期地区

## 2 委員会意見

平成26年11月18日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

## 3 経営体育成基盤整備事業の背景

経営体育成基盤整備事業は、農地の大区画化や用水路・排水路の整備、農道の拡幅等を実施することによって、農業生産性の向上を図るとともに、農業経営の合理化や担い手への農地集積を行い、水管理や営農労力の軽減を図ることを目的としています。

鈴鹿川沿岸2期地区は、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足の問題、さらには経年変化による施設の老朽化に伴う漏水等、施設の維持管理にも苦慮していました。こうしたことから、用水路のパイプライン化や農道の拡幅により水管理や営農の省力化を図り、生産コストの低減による農業生産性の向上等の農業経営の合理化を図ることで、優良農地を適切に維持・保全し、安全で安心な食料の生産に資することや、担い手への農地集積の推進を目的として、事業を実施しました。

## 4 事業への対応方針

### 4-1 事業の課題

- ・現在、農業就業人口は減少するとともに、65歳以上の占める割合が増加しており、農家の高齢化の進行や、後継者不足が懸念されています。
- ・農家数の減少などにより、農業者だけで農地や農道、用排水路の維持管理が困難な状況となっています。

#### 4-2 課題の解決方針

- ・水資源の効率的な利用や水管理の省力化につながる用水路のパイプライン化を進めることにより、担い手農家の育成と農地の集積を促進し、安定的な農業経営ができるよう支援していきます。
- ・農業用施設の維持管理を農家のみならず、非農家も含めた活動とするため、農地や、農業用施設、農村環境の保全向上を図る「多面的機能支払制度」の積極的な活用を支援していきます。

# 中山間地域総合整備事業について

[農林水産部]

## 1 事後評価審査対象事業

中山間地域総合整備事業 505番 紀南<sup>きなん</sup>地区

## 2 委員会意見

平成26年11月18日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。

## 3 中山間地域総合整備事業の背景

中山間地域総合整備事業は、農業の生産条件が不利な地域の実情に沿った整備手法により、ほ場整備等の農業生産基盤を整備するとともに、農村生活環境等の整備を併せて総合的に実施することにより農業・農村の活性化を図ることを目的としています。本地区においては「急傾斜地に未整備で分散している農地の区画整理、用水路・排水路などの整備により、農地の汎用化、農作業の効率化と農業経営の安定化を図りたい。」「農業集落道や活性化施設の整備によって地域の振興を図りたい。」という地域の要請があり、集落機能を維持する必要性があったため、事業を実施しました。

## 4 事業への対応方針

### 4-1 事業の課題

過疎化や高齢化により、農地のあぜ草刈や農道・用排水路の維持管理を農家のみで実施することが困難な状況になってきています。このため、農地や農業用施設は、地域の共通資源として非農家も含めた地域全体で管理に取り組むようなことが必要となってきています。

また、活性化施設については、より多くの人に利用してもらうための支援が必要と考えています。

#### 4-2 課題の解決方針

農地・農業用施設の保全については、「多面的機能支払」が制度化され、維持管理や環境美化活動に対して財政的支援が行われるようになっていっていますので、これを推進し地域の活動を支援します。

活性化施設については、地域のニーズに対応した弾力的な施設の利用方法について指導・助言をおこない、指定管理者の協力を得ながら、利用者拡大に向けた支援をおこなっていきます。

# 広域漁港整備事業について

[農林水産部]

## 1 事後評価審査対象事業

広域漁港整備事業 506番 宿田曾<sup>しゆくたそ</sup>

## 2 委員会意見

平成26年11月18日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。また、あわせて、「今後の社会情勢の変化に対応し、より一層事業効果が発現するよう、地域の漁業振興に図られたい。」との意見をいただきました。

## 3 広域漁港整備事業の背景

広域漁港整備事業は、水産物の生産及び流通の拠点整備を図ることを目的としています。

宿田曾漁港は、基本施設の整備はほぼ完成したものの、太平洋に面しており、台風及び発達した低気圧の高波が、防波堤を越えて港内へ侵入するため、港内静穏性が確保できない状況でした。また、静穏性の不足に加え、用地も不足している状況であるため、陸揚げや出漁準備作業にも支障を来していました。

そのため、防波堤等の整備により港内静穏性等を確保し、漁業活動の効率化及び安全性の向上を図りました。

## 4 事業への対応方針

### 4-1 事業の課題

漁業者の減少や高齢化、漁業生産の低迷、燃油の高騰など水産業を取り巻く状況が厳しい中、社会情勢の変化に対応し、より一層事業効果が発現できるよう、地域の漁業振興を図る必要があります。

### 4-2 課題の解決方針

競争力を強化するために、これまで各漁港で担ってきた流通や水産加工などを拠点漁港に集約し、選択と集中による漁港の拠点化を図るよう努めていきます。また、水産業の担

い手の確保・育成のために、市町、漁協や三重県漁業担い手対策協議会等と連携し、漁村の受け入れ体制の強化や定着支援対策の充実を進めることで、地域の漁業振興に努めていきます。

## **県土整備部の取り組み（事後評価）**

# 河川事業について

[県土整備部]

## 1 事後評価審査対象事業

河川事業 507番 二級河川<sup>おおほりかわ</sup>大堀川

## 2 委員会意見

平成26年11月4日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

## 3 河川事業の背景

三重県が管理する河川のうち、要改修区間に対する河川整備率は平成25年度末で39.1%と低く、県民の安全・安心という観点からも治水対策の推進が望まれています。

このため、平成18年12月に策定した三重県の河川整備に関する中長期計画である「三重県河川整備戦略」に基づき、おおむね5～10年に1度起こる降雨により発生する洪水を安全に流下させるよう、河川堤防や護岸の整備、河床の掘下げなどの河川整備を自然環境に配慮しながら実施しています。

## 4 事業への対応方針

### 4-1 事業の課題

事業効果の確認や事業に関する課題等を把握するため、特に浸水被害が想定される地区を対象にアンケート調査を実施しましたところ、事業完了後においても全体の34%の方が河川の氾濫に対して不安を感じていることが解りました。

### 4-2 課題の解決方針

住民の方々に、河川事業の事業内容や事業効果を正しく理解していただくことが重要と考えています。今後、同様の事業を行う際は、住民の方々がなぜ不安を感じているのかを明らかにするとともに、事業説明会等を通じて事業効果や不安を感じていることについて十分に説明を行い、正しく理解していただけるように努めます。

# 砂防事業について

[県土整備部]

## 1 事後評価審査対象事業

砂防事業 508番 じょうろくたにかわ  
丈六谷川  
509番 なかのたにかわ  
中野谷川

## 2 委員会意見

平成26年11月4日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、508番、509番については「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

## 3 砂防事業の背景

砂防事業は、斜面が崩れ溪流に堆積した土砂が、大雨時に川の水とともに一気に流れ出す土石流から、人家や公共施設等を保全することを目的とし、砂防設備を整備する事業です。

丈六谷川は三重郡菰野町千草地内の朝明川上流域に位置する土石流危険溪流であり、被害想定区域内には人家や県道等があります。当溪流は荒廃が著しく、降雨等により土石流が発生した場合に人家や公共施設に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、土砂災害を未然に防止するため、砂防堰堤等を整備しました。

中野谷川は南牟婁郡紀宝町の浅里地区に位置する土石流危険溪流であり、被害想定区域内には人家や県道等があります。当溪流は荒廃が著しく、降雨等により土石流が発生した場合に人家や公共施設に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、土砂災害を未然に防止するため、砂防堰堤等を整備しました。

## 4 事業への対応方針

### 4-1 事業の課題

周辺住民へのアンケート結果から、事業が完了しても安心して暮らせるようになったと感じる人の割合や、危険箇所や避難場所の位置を把握している人の割合が少ないことが判明しました。

## 4-2 課題の解決方針

事業の実施にあたっては、事業説明会等において事業の効果をわかりやすく説明し、住民の方に事業により安心して暮らせるようになったと感じてもらえるように努めます。また、危険箇所については、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、市町及び県民への情報提供に努めるとともに、市町が作成するハザードマップ等を通じて、危険箇所や避難場所が住民に対して周知が図られるように市町を支援するように努めます。

# 海岸事業について

[県土整備部]

## 1 事後評価審査対象事業

海岸事業 510番 <sup>ごかしよこう</sup>五ヶ所港海岸

## 2 委員会意見

平成26年11月4日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。また、あわせて、「県民等による施設の利用を想定する事業については、完成後の管理方法などについて、地元自治体、地元住民との連携も考慮した計画とされたい。」との意見をいただきました。

## 3 海岸事業の背景

五ヶ所港海岸中津浜浦地区は、伊勢の南玄関と言われる南伊勢町の五ヶ所湾の中央部に位置しています。当地域は、海と山とを結んだ奥志摩地域の海洋性リゾートとして、今後の発展が期待されている地域です。

当事業は、五ヶ所港周辺のレクリエーション施設等と共に総合的なレクリエーション機能が発揮され、周辺地域の振興・発展に寄与することを目的として、また、地域行事などが開催される地元の憩いの場としての利活用を期待して、海水浴に適した人工海浜及び休憩施設等を備えた海浜公園を整備しました。

## 4 事業への対応方針

### 4-1 事業の課題

県民等による施設の利用を想定する事業については、海岸清掃や施設管理を海岸管理者のみで対応することは限界があり、事業効果を継続して発揮するためには、地元自治体・地元住民との連携も考慮した計画とする必要があります。

### 4-2 課題の解決方針

五ヶ所港海岸中津浜浦地区の海浜公園においては、海岸清掃や施設管理に関して、地元

自治体・地元住民と連携した維持管理運営システムを構築しています。今後もこの体制が継続できるよう十分調整を図っていきます。

また、今後同様の事業を行うときは、計画段階から地元自治体に加え、地元住民の意見を取り入れ、事前に地元と連携した維持管理運営システムを構築するなど、地元調整を図っていきます。